

令和5年度

県単ダム管理事業に伴う受変電・予備発電設備点検業務

内村ダム上田市内村ダム

特記仕様書

長野県 上田建設事務所

第1章 総則

第1条 適用範囲

本仕様書は長野県上田建設事務所（以下「甲」という）の令和5年度県単ダム管理事業に伴う受変電・予備発電設備点検業務 内村ダム 上田市内村ダムについて適用する。

第2条 業務管理

受託者は委託契約書、設計図書、土木工事仕様書、本特記仕様書、業務打合せ書、及び関係法規を尊重し、所長（長野県建設工事事務処理規程第29条により所長の指定する職員「以下監督員という」）の指示を受け正確に施工しなければならない。

第3条 目的

この、業務は設備等の機能維持をはかるため、当該機器の点検調整を行い、あわせて劣化及び摩耗等について技術的評価を行うものである。

第4条 法令等の遵守

- （1）受託者は（以下「乙」という）は、保守点検作業にあたり、関係する法令、条例、規則等（以下「関係法令」という）を遵守しなければならない。
- （2）乙は資格等（資格、検定、認定等）を必要とする作業は、当該資格を有する者に行わせることとする。
- （3）点検基準の仕様は、「国土交通省 電気通信施設点検基準」による。

第5条 基本事項

- （1）この業務は契約書、及びこの仕様書に基づき行わなければならない。
- （2）仕様書に疑義が生じた場合は双方の協議によりこれを決定する。
- （3）受託者は、設備が常に安全で良好な運転状態が保たれうるよう細心の注意をもって保守点検（給油、測定、調整、試験、清掃、消耗品の交換）を行うものとする。
- （4）軽微な修理を超えるものについては、監督員と協議を行い対応する。
- （5）上記修理にかかる費用は別途に精算する。
- （6）本業務施工中は、毎日の作業内容を業務記録簿（工事記録簿）に記録作成し、報告書にして提出する。
- （7）本業務終了後、完了報告書の提出と共に、データーに基づき、点検調整の保守点検試験成績書を提出しなければならない。また、更新時期が経過した機器に

については図面を作成し、更新方法案について提出しなければならない。

- (8) この仕様書の項目にない機器についても、関連機器については稼働確認を行う。
- (9) 乙は業務が完了したときは、直ちに完了届けを提出のうえ、検査員立ち会いにより検査を受けなければならない。
- (10) 乙はこの業務に関して知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

第6条 工期

契約日の翌日から 令和6年 3月19日(火)までとする。

第7条 履行場所

上田市鹿教湯温泉内村ダム管理事務所電気室

第8条 提出書類

受託者は別に示す様式により指定期日までに、次の書類を監督員に提出しなければならない。

- | | |
|---------------------|----|
| (1) 施工計画書(実施工程表) | 2部 |
| (2) 委託記録簿(様式は工事記録簿) | 2部 |
| (3) 写真 | 2部 |
| (4) 報告書 | 2部 |

第9条 保守点検箇所(整備基準)

(1) 受変電設備

高圧設備、低圧設備、遮断器、変圧器、配電盤(高圧3面、低圧4面)

(接地抵抗測定、絶縁抵抗測定、配電盤一般点検、断路器点検、真空遮断器点検、変圧器点検、保護継電器試験、保護連動試験)

(2) 予備発電設備

直流電源盤、自動始動発電機盤・蓄電池、ディーゼルエンジン

{充電器点検、波形観測、蓄電池点検、出力切換盤点検、波形観測、停電復電オシログラフ、機器定格、絶縁抵抗測定、発電装置点検、始動時間測定、停止時間測定、保護連動試験、充電器点検、蓄電池点検}

(3) 総合

受変電設備、予備発電設備 (総合動作試験)

第10条 交換部品及び機材

下記に掲げる保守点検に必要な交換部品及び機材については、受託者が供給するもの

とする。

- (1) 表示ランプ
- (2) 各種ヒューズ類
- (3) ウェス
- (4) 保守用油脂

第 11 条 保証

受託者は、明らかに点検に起因する不調及び故障が発生した場合には、無料で直ちに修復を行うものとする。